

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
ボランティアセンター登録グループへの助成金交付事業実施要綱

平成 18 年 4 月 1 日 制定
平成 21 年 4 月 1 日 改正
令和 2 年 4 月 1 日 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、町民の地域への主体的な参加を促し、ボランティア活動の裾野を拡大するとともに、町民自らが行うボランティア活動の支援を通じて、活動の安定的かつ継続的な発展を図るため、ボランティアグループ及び団体等に対する助成金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第 2 条 この事業の対象は、次の要件をすべて満たしているボランティアグループとする。

- (1) 佐用町ボランティアセンターに登録し、ボランティアセンターの活動に協力できること
- (2) グループの主たる設立目的がボランティア活動であること
- (3) グループの主たる活動が、別表 1 に掲げる地域福祉の分野にかかるボランティア活動であること
- (4) 地域福祉の分野にかかるボランティア活動を 1 年間に 4 日以上行っていること
- (5) グループの活動が継続的に行われていること
- (6) 佐用町内を主たる活動地域としていること
- (7) 佐用町内において、主として不特定多数の公益の増進を図ることを目的としていること
- (8) 組織及び会計が独立していること

(助成対象経費及び助成額等)

第 3 条 助成の対象となる経費及び助成額等は、別表 2 に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請団体」という。）は、「佐用町社会福祉協議会ボランティアグループ助成金申請書」（様式第 1 号）を、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に、その指定する期日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 前条による申請書の提出があった場合、会長は助成内容が適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、「佐用町社会福祉協議会ボランティアグループ助成金交付決定通知書」（様式第 3 号）を、申請団体に通知するものとする。

2 会長は、前項により交付決定を行う場合、当該助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

3 会長は、交付申請書の内容が適当でないとき、会長は、「佐用町社会福祉協議会ボランティアグループ助成金申請不受理連絡書」（様式第 4 号）を、申請団体に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 6 条 会長は、前条第 1 項の決定通知を受けた者（以下「助成団体」という。）に対し、助成金を交付するものとし、助成金は各助成団体の指定口座（兵庫西農協に限る）へ振込むものとする。

(交付決定の取り消し)

第7条 会長は、助成団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、助成金を返還させることができるものとする。

(1) 虚偽の申請、その他の不正行為により、助成金の交付を受けたとき

(2) その他、この要綱又は第5条第2項で付した条件に違反したとき

(助成金の返還)

第8条 会長は、前条の取り消しを決定した場合において、助成金の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けたボランティアグループは年度終了後、速やかに助成金を精算し、「佐用町社会福祉協議会ボランティアグループ助成金実績報告書」(様式第2号)と振込指定口座通帳の写しを提出しなければならない。

2 報告書と通帳残高を照合し、事業未実施等のため繰越金が助成金額以上ある場合は、その差額を本会に返還するか、次年度の助成金の交付申請を見合わせるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

(附 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

助成の対象となる地域福祉の分野にかかるボランティア活動

助成の対象となる地域福祉の分野にかかるボランティア活動は、一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者、身体障害者（児）など要援護者を対象に、個人宅、施設、病院、ボランティアセンター、地域社会等で行う次に掲げる活動とする。

- 1 友愛訪問、電話相談、文通などの相談・交流活動
- 2 清掃、入浴、洗濯、食事作り、買い物など家事援助
- 3 給食・配食、会食など食事サービス
- 4 通院・通学介助、車イス介助など外出介助サービス
- 5 手話通訳、朗読、点字・点訳、要約筆記などのサービス
- 6 おもちゃ・絵本作り、介護・日常生活用品作りなど製作活動
- 7 行事手伝い、理・美容活動、園芸、演奏活動などの労力提供
- 8 ボランティア活動をするための学習および研修
- 9 その他、会長が適当と認めた活動

別表 2 (第 7 条関係)

助成の対象となる経費及び助成額等

| | | 名 称 | 内 容 |
|--------|------|-----------|---|
| 助成対象経費 | | 交通費・燃料費 | 電車及びバス等公共交通機関乗車賃、活動に要する自動車等のガソリン代 |
| | | 通信費・運搬費 | 電話及びファックス等の通信費、切手・はがき代、材料及び器材等の運送料 |
| | | 講師謝金 | 研修会・講習会等（団体構成員のみを対象とするものは除く）に係る講師等への謝金（団体構成員が講師の場合は対象外） |
| | | 消耗品費 | 事務用品（ノート、鉛筆、封筒等）等 |
| | | 印刷費 | 資料及びチラシ等の印刷費 |
| | | 会場借上費 | 活動の会場となる施設の借上げ費 |
| | | レンタル費 | 器材及び備品等のレンタル代、活動当日に要するレンタカー代 |
| | | 原材料費 | 給食ボランティア等の食材費、友愛訪問等を行う場合の出し物に要する材料費 |
| | | 食材料費 | 1 人の単価が 1,100 円（税込）以下のもの（活動の対象者に対して） |
| | | 茶菓代 | 活動中、活動終了後における構成員の飲み物（アルコールは除く）や菓子代で、合計 1 万円（税込）以下のもの |
| | | 施設入場料 | 1 人の単価が 1,100 円（税込）以下のもの（活動の対象者に対して） |
| | | 研修会等参加費 | 活動するための学習および研修経費、他の団体が実施する研修会・講習会等の参加費で、合計 1 万円（税込）まで対象 |
| | | 物品購入費 | 1 年以上継続して使用することができ、1 万円（税込）以下のもの |
| | | 保険料 | 構成員のボランティア活動に係る保険料で、合計 5 千円まで対象 |
| 対象外経費 | | 人件費 | 給料、各種手当、社会保険料、謝金その他名称の如何を問わず、団体の構成員に係るもの |
| | | 事務所費用 | 事務所の借上げ及び維持に係る費用、電気・ガス・水道料金 |
| | | 構成員の飲食費 | 団体構成員のための飲食料費（1 万円までの茶菓代を除く） |
| | | 寄付金等 | 他者・他団体に対する寄付金、資金援助、会費、負担金等 |
| 助成限度額 | 活動日数 | 年間 4～6 日 | 1 グループ 年額 1 万円以下 |
| | | 年間 7～9 日 | 1 グループ 年額 2 万円以下 |
| | | 年間 10 日以上 | 1 グループ 年額 3 万円以下 |